

鳥取市中核市移行後の保健所体制（イメージ）

◆保健所設置に当たっては多くの専門職が必要となるため、人口規模も考慮に入れた、東部圏域として効率的・効果的な体制を模索する必要がある。

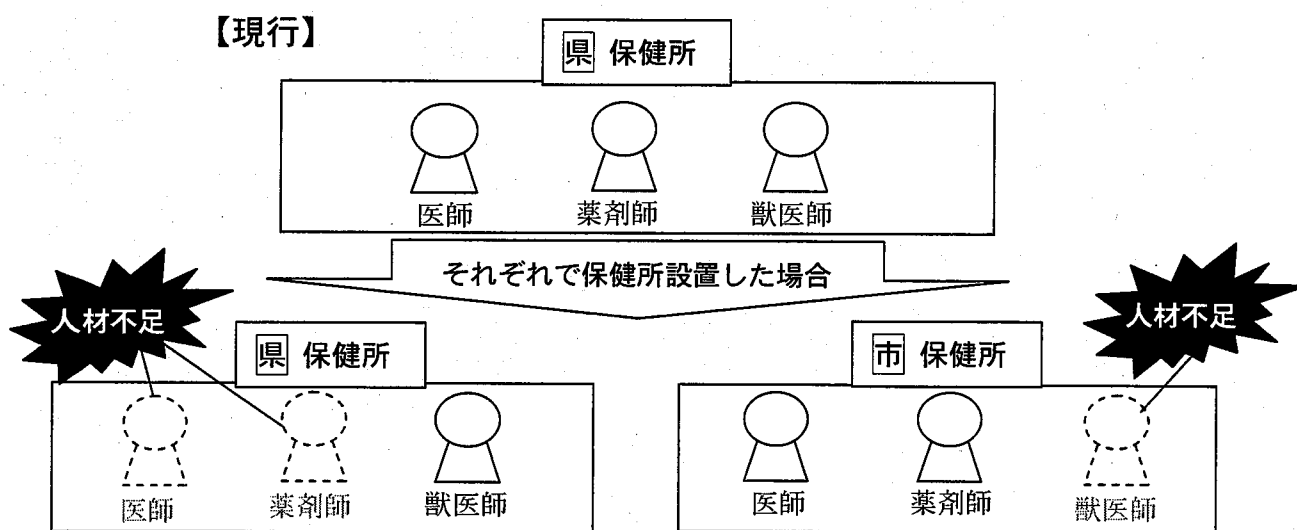
鳥取市が市域分の保健所を設置し、県が4町に係る保健所を維持した場合、

- 県・市双方の専門職員の確保が困難になり、住民サービスの低下が懸念される。
- 圏域内業務の均一性や一定水準の維持を図るための調整労力も必要となり、非効率。
- 窓口（保健所等）が県・市の2箇所となることにより、住民にわかりにくく混乱が生ずる。

⇒ **住民サービスの維持・向上のため、県と市が連携し、一元的な業務の提供体制を継続することが重要。**

1 人材確保困難、住民サービスの低下の懸念

- 県・市のそれぞれが、保健所長、専門の国家資格（医師、獣医師、薬剤師、保健師、栄養士等）を要する職員を配置し、各法令に基づく指導・監視、相談等の各種業務を執行。
- 特に獣医師、薬剤師は、近年、職員確保が困難な状況であり、県・市でそれぞれ配置する場合、更に確保が困難となる。



2 施設・資機材の整備が重複

○同一業務について、事務処理量の大小にかかわらず、市・県（4町分）それぞれの主体において施設・資機材の整備が必要。

例)「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく犬・猫の収容施設である犬等の抑留・収容施設

- ・エイズ・性感染症・肝炎等採血検査のため検査施設
- ・電算システム（小児慢性特定疾患システム、食品衛生オンラインシステムほか）

3 業務重複・調整等が困難

○業務担当機関の体制が複雑・重層化し施策推進の円滑性が低下。

例) 二次医療圏は、東部1市4町の県保健所及び東部医師会のエリアと一致しており、保健所と地区医師会が連携して医療供給体制を整備している。

一つの医療圏に設置主体が異なる保健所が併存すると、それぞれの保健所への意向確認や情報の照会・回答など複数の手順が必要となることなど、事務が繁雑になり負担増、迅速な対応が難しくなる。

○圏域の水準の維持や業務の均一性を図るため、県、市の各保健所及び関係機関・団体等との協議・調整が新たに必要。

●市及び4町の事務割合について

個々の事務事業により割合は異なるが、人口比や一部の事務の割合は以下のとおり ⇒
⇒鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取保健所の事務の大部分は、市に移行

概ね 8 : 2

(1) 人口比

鳥取市：東部4町＝197,449人：42,380人 ≒ 82 : 18 ※H22国勢調査

(2) 事務量(例)

(ア)身体障害者手帳の交付申請の受理

市：4町＝606：180 ≒ 77：23

(イ)食品衛生法に基づく飲食店営業許可

市：4町＝396：69 ≒ 85 : 15

(ウ)動物の愛護及び管理に関する法律に基づく負傷動物の収容

市：4町＝26：5 ≒ 84 : 16

(エ)自立支援医療受給者証交付(精神通院医療)

市：4町＝3,104：535 ≒ 85 : 15

●保健所の人員体制について

◆仮に、県・市が別々に保健所を設置した場合、非常に多くの専門職員が必要となり、双方の人材確保が困難に。

◆それぞれの専門職員数も少数となり、専門性、緊急時対応、組織内の連携等の点で、保健所機能低下のおそれあり。

➡ 住民サービスが低下しないよう、基本方針に沿った効果的・効率的な保健所サービス提供体制整備が必要

【イメージ】現在の保健所業務を市と県の保健所がそれぞれ8：2の割合で所管したと仮定したもの

《現在》	《鳥取市中核市移行後》	
鳥取県(東部)	鳥取市(市域分)	鳥取県(東部4町分)
<p>◆保健所長 (定員) 医師1人</p> <p>◆福祉 事務10人 社会福祉6人 保健師6人 障害者福祉司2人 心理判定員1人</p> <p>◆保健 事務4人 衛生技師1人 薬剤師2人 保健師9人 歯科衛生士1人 管理栄養士1人</p> <p>◆環境衛生 ◇環境・循環推進 事務6人 衛生技師10人 うち臨床検査技師1人</p> <p>◇生活安全 事務2人 衛生技師9人 うち薬剤師3人 うち獣医師3人 その他3人</p> <p>計 74人</p>	<p>◆保健所長 (定員) 医師 1人</p> <p>◆福祉 事務 8人 社会福祉 4.8人→5人 保健師 4.8人→5人 障害者福祉司 1.6人→2人 心理判定員 0.8人→1人</p> <p>◆保健 事務 3.2人→4人 衛生技師 0.8人→1人 薬剤師 1.6人→2人 保健師 7.2人→8人 歯科衛生士 0.8人→1人 管理栄養士 0.8人→1人</p> <p>◆環境衛生 ◇環境・循環推進 事務 4.8人→5人 衛生技師 8人 うち臨床検査技師0.8人→1人</p> <p>◇生活安全 事務 1.6人→2人 衛生技師 7.2人→8人 うち薬剤師 2.4人→3人 うち獣医師 2.4人→3人 その他 2.4人→3人</p> <p>計 65人</p>	<p>◆保健所長 (定員) 医師 1人</p> <p>事務 2人 社会福祉 1.2人→2人 保健師 1.2人→2人 障害者福祉司 0.4人→1人 心理判定員 0.2人→1人</p> <p>事務 0.8人→1人 衛生技師 0.2人→1人 薬剤師 0.4人→1人 保健師 1.8人→2人 歯科衛生士 0.2人→1人 管理栄養士 0.2人→1人</p> <p>◆環境衛生 ◇環境・循環推進 事務 1.2人→2人 衛生技師 2人 うち臨床検査技師0.2人→1人</p> <p>◇生活安全 事務 0.4人→1人 衛生技師 1.8人→2人 うち薬剤師 0.6人→1人 うち獣医師 0.6人→1人 その他 0.6人→1人</p> <p>計 24人</p>

【参考】移譲事務に係る人役

※鳥取市の中核市移行に伴う移譲事務の処理に関し、以下のとおり人員の確保が必要

※概数であり、今後変動する可能性あり

(1) 移譲事務に係る人役

- ・福祉保健部関係 33.81人役 (うち保健所関係29.55人役、本庁関係4.26人役)
- ・生活環境部関係 28.67人役 (うち保健所関係25人役、本庁関係3.67人役)